

IV-54 災害時における物資等の緊急輸送業務の協力に関する協定書 (赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部)

災害時における物資等の緊急輸送業務の協力に関し、豊島区（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生し又は発生する恐れのある場合に、豊島区地域防災計画に基づく応急対策の一環として、甲が災害対策用軽自動車の供給並びに物資等の輸送業務について乙の積極的協力を得ることにより、円滑な応急対策を実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し又は発生する恐れのある場合に物資等の緊急輸送をする必要が生じたとき、乙に対し、軽貨物自動車（以下「車両」という。）の供給並びに輸送業務の協力を要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、豊島区地域防災計画に定める担当部長が行うものとする。

ただし、部長不在のときは、その職務を代理するものが行うことができる。

3 前項の要請は、車両数、日時及び場所を指定し、その他必要な事項について文書で行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日、文書をもって処理する。

（協力）

第3条 乙は前条の要請を受けた場合、特別な事由がない限り車両の供給並びに物資等の輸送業務にあたるものとする。

（業務の継続）

第4条 乙の供給した車両が故障その他の事由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交替して、その供給を継続しなければならない。

（報告等）

第5条 乙は甲の災害対策本部に連絡所を設け、乙の供給した車両数、車庫待ち及び出庫数を確認するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が応急対策業務を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- 1 甲が使用した車両に係る使用料金及び車庫待料金
- 2 有料道路及び有料駐車場（以下「有料道路等」という。）の使用料金
- 3 その他甲が負担すべき費用

2 前項の定めによる費用負担に関し、前項1の額については、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

（請求）

第7条 乙は業務終了後、甲の発行する雇上車使用認票をとりまとめて甲に提出し、その認定を

受けたあと、使用料金、車庫待料金及び有料道路等の使用料金（以下「使用料金」という。）を甲に請求するものとする。

(損害賠償)

第8条 甲は、その責に帰する事由により使用中の車両を損傷し又は滅失したときは、乙に対し、その損害を賠償するものとする。

(従事者の損害補償)

第9条 甲は、使用中の車両の運転者が応急対策業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和41年豊島区条例第10号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

(細 目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は平成9年2月4日から平成10年3月31日までとする。ただし期間

満了の日の3ヵ月前までに甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、おのおの一通を保有する。

平成9年2月4日

甲 豊島区
豊島区長 加藤一敏

乙 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合
城北支部長 佐藤忠生